



社員になにかあった時、  
あなたは責任がとれる  
経営者ですか。

正社員はもちろん、パート、アルバイト、臨時社員など、名称の如何を問わず、ひとりでも労働者を雇ったら、労働保険に入る必要があります。それが社員を雇う経営者としての責任です。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/>

労働保険

検索

雇ったら入る、がトップの責任。

# 労働保険

- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。
- 未手続事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。